

広島県訓令第7号

本 庁
地 方 機 関

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程を廃止する訓令

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程（昭和二十六年広島県訓令第十一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。